

受水タンク以下の装置の施工指導基準

(目的)

第1 受水槽及び高置水槽（以下「タンク」という。）以下の装置は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置ではないが、その構造及び材質等によっては、飲料水の汚染の危険性が高いので、タンク給水の安全性と確実性を図るため、設計及び施工に関し本基準を定める。

(適用の基準)

第2 タンクの構造及び材質等の基準は、次の各号によるもののほか、この基準に定めるところによる。

- (1) 簡易専用水道については、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定による。
- (2) 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5による。
- (3) 建築物に設ける飲料水の配管設備等については、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（昭和50年建設省告示第1597号）による。
- (4) 特定建築物については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条の規定による。
- (5) 準簡易専用水道（容量が10㎡以下の受水槽）については、長野市小規模水道維持管理指導要綱（平成17年1月1日施行）による。

(設置の事前協議)

第3 受水槽により給水を受けようとする者は、あらかじめ受水槽設置協議書（様式第1号）を管理者に提出し協議しなければならない。

2 管理者は、協議の内容について審査し、その結果を受水槽給水確認書（様式第2号）により通知するものとする。

(給水装置工事の申込み)

第4 受水槽により給水を受けようとする者が給水装置工事の申込みをするときは、給水装置工事承認申込書（長野市水道事業給水条例施行規程（昭和43年長野市水道局管理規程第2号）様式第1号）に受水槽給水確認書を添付しなければならない。

(タンクの容量)

第5 受水槽の容量決定は、1人1日当たり使用水量と使用人員の積、あるいは単位床面積当たり使用量と床面積の積により求めた、1日当たり最大使用水量

を基準とする。

- 2 受水槽は、次の式により求めた有効容量を確保する。

$$\text{受水槽有効容量} = (\text{1日当たり最大使用水量} \div \text{1日当たり使用時間}) \\ \times (4 \sim 6 \text{ 時間})$$

- 3 高置水槽は、次の式により求めた有効容量を確保する。

$$\text{高置水槽有効容量} = (\text{1日当たり最大使用水量} \div \text{1日当たり使用時間}) \\ \times (30 \text{ 分} \sim 1 \text{ 時間})$$

- 4 受水槽を将来計画に合わせて設置する場合には、滞留して水質が悪化しないように容量を調整できる構造とする。

(タンクの設置場所)

第6 タンクの設置場所は、次の各号によるほか、図1から図4に示すとおりとする。

- (1) 受水槽は、明るく、換気が良く、管理が安全かつ容易にでき、汚水槽又はし尿浄化槽等の近くを避けて、地上に設ける。
- (2) 受水槽は、排水溝等の流れが悪くなったときでも、排水などがオーバーフロー管などから、逆流しない場所あるいは高さが確保できる場所に設ける。
- (3) 受水槽をやむなく地階に設けるときは、衛生上有害なものの貯留又は処理施設から水平距離を5m以上確保する。確保できない場合は、周囲に受水槽室などの必要な空間を確保する。
- (4) 受水槽を地階に設けるときは、副受水槽を設けるか又は水撃防止器及び定水位弁等の制御装置を設ける。
- (5) タンクは、外部からの有害な物質の侵入を防ぐために、建築物の本体と兼ねてはならない。

(タンクへの給水方法)

第7 タンクへの給水方法については、次の各号による。

- (1) 受水槽への給水管は、受水槽上流にバルブを取り付け、逆流防止のために落とし込みとし、十分な吐水口空間を確保する。また、完全なオーバーフロー装置がないものは、逆止弁を併用する。
- (2) 受水槽への給水管は、メーター使用適正流量範囲の中で、おおむね2時間以内で満水にできる水量程度とし、過小な給水管の設計はしない。
- (3) 受水槽への給水は、給水管口径20mmまではボールタップ、給水管口径が25mm以上の場合は定水位弁とし、保守管理が容易な場所に設置する。
- (4) 給水管口径が25mm以上の場合には定流量弁を設置する。
- (5) 受水槽は、水撃防止のために波浪防止の措置をし、給水口径が25mm以上の場合は、水撃防止器を設置する。

- (6) 受水槽から高置水槽への揚水方法は、水面自動制御装置付き又はフロートスイッチ方式のポンプによる。

(タンクの構造基準)

第8 タンクの構造基準は、次の各号によるほか、図5から図7に示すとおりとする。

- (1) 飲用タンクは、クロスコネクションによる汚染を防ぐため、飲料水以外の配管とは接続してはならない。
- (2) タンクは、水密性が確保できる材料を使用するほか、水質に影響のない材質並びに防水及び防食塗料等を使用する。
- (3) タンクのマンホール蓋は、密閉式あるいは二重蓋とし、施錠をする。
- (4) タンクは、維持管理を容易かつ確実にするために制御装置を設ける。特に満水警報装置及び渇水警報装置は必ず設ける。
- (5) 受水槽の保守点検が安全かつ容易にできるように、すべての表面と建築物等との間に水槽上部は1 m、その他は60cm以上の有効空間を確保する。
- (6) 受水槽の上部には、機器類を設置することは避ける。やむを得ずポンプ等の機器を置く場合は、床あるいは受け皿を設ける。
- (7) 受水槽の給水口は、逆流防止のために、長野市上下水道局給水装置工事施工基準（平成13年4月1日施行）に規定する、十分な吐水口空間を確保する。
- (8) 受水槽には、ほこり及び有害な物質が入らないよう配慮した、オーバーフロー管及び通気管を設ける。
- (9) オーバーフロー管は、流入水量を十分排出できる口径とする。また、逆流を防止するために開口及び間接排水にして、排水口との間に十分な排水口空間を確保する。
- (10) オーバーフロー管及び通気管は、異物や動物の侵入を防ぐために、耐食性の金網を設ける。
- (11) オーバーフロー管及び通気管の口径は、金網による有効断面積の減少を考慮して決定する。
- (12) 有効容量2 m³未満の受水槽は、オーバーフロー管で通気が可能なため、通気管を設置しないことができる。
- (13) 水抜き管は、開口及び間接排水にして、排水管との間に十分な排水口空間を確保して逆流しないようにする。
- (14) 受水槽は、槽内の水が滞留又は停滞しないように、流入口と揚水口を対称に設ける。特に、大容量受水槽の場合は、有効な導流壁を設ける。
- (15) 使用水量が受水槽の有効容量に比べて少ない場合、又は大容量受水槽の場合は、残留塩素が法令に定める量以下となるおそれがあるので、塩素注入設

備を設ける。

- (16) 受水槽天井面は、雨水あるいは清掃時の水がたまらないように100分の1程度の勾配をつける。
- (17) 高置水槽は、最上階の給水栓から5m以上の高さを確保する。ただし、最上階に大便器洗浄弁を用いる水洗便所がある場合は、その洗浄弁から10m以上の高さを確保した位置を高置水槽の低水位とする。
- (18) 受水槽保守点検のための断水により支障がある場合には、水槽を2分割できる構造又は2槽式にする。
- (19) 受水槽には、保守点検のために、出入りが安全で簡単にできるように、直径60cm以上のマンホールを設ける。マンホールは、周囲より10cm以上高くして、異物等が侵入しにくい構造とし、内部への昇降を容易にするため、ステップを取り付ける。
- (20) 受水槽内部は、清掃を容易にするために、排水溝及び水抜き管を設けた底取式の吸い込みピットを設ける。また、底には排水溝や吸い込みピットに向かって、100分の1以上の勾配をつける。

(私設水道メーターの設置)

第9 受水タンク式で私設水道メーターにより受水槽を使用する集合住宅等に係る使用水量の認定及び料金徴収に関する事務取扱要綱の取扱いを受けようとするときは、次の各号による。

- (1) 各戸には、長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指定する遠隔指示式水道メーター又は普通式水道メーター（以下「各戸メーター」という。）を設置する。
- (2) 各戸メーター及びその設置に必要な集中検針盤等の付属設備は、給水装置の所有者の負担で設置する。
- (3) 各戸メーターは、使用者が不在でも各戸に立ち入らないで容易に検針、保守点検及び取り替えができる屋内に設ける。また、漏水により階下等に被害を及ぼさないように防水又は排水措置を行う。
- (4) 各戸メーターの上流側に管理者指定の止水栓を設置すること。また、下流には、伸縮継手を設け、修理及び交換を容易にする。
- (5) 集中検針盤は、遠隔指示式水道メーター付属集中パネルチェッカー内蔵方式を使用する。また、常に検針及び保守点検が容易にできる場所に設置すること。

(タンクの検査)

第10 タンクの検査は、別表のタンク検査基準による。

附 則

(受水タンク以下の装置の施工指導基準)

この基準は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 関係）

受水槽設置協議書

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

申込者
住 所
氏 名
連絡先

次のとおり受水槽を設置したいので協議します。

給水の区分	新設 増設 改造			
給水の場所				
建 築 物 の 用途・目的				
受水槽容量	m ³			
建 築 物 の 概 要	建築階数	棟 数	戸(人)数	延床面積
施 工 期 間	着工予定 年 月 日		竣工予定 年 月 日	
添 付 書 類	位置図 付近詳細図 建築物の計画書 平面図 立面図 受水槽詳細図 受水槽容量計算書 その他（ ）			

指定給水装置工事事業者 _____

受水槽給水確認書

第 号
年 月 日

様

長野市上下水道事業管理者

年 月 日付で協議のあった受水槽給水については、内容を確認しましたので下記のとおり通知します。

記

1 給水の場所

2 建築物の用途・目的

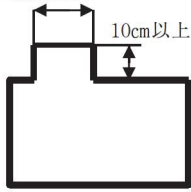
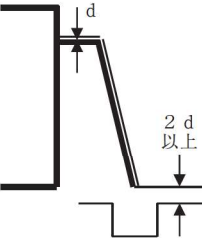
3 受水槽タンクの有効容量 m^3

4 条 件 等

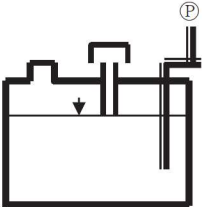
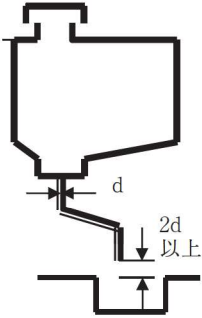
- (1) 受水槽から給水を受ける集合住宅のうち各戸の水道メーターにより各戸の徴収の取扱を希望する場合は別途協議願います。
- (2) 設置者は当該受水槽を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けていただきます。
- (3) 受水槽上流にバルブを取り付け、逆流防止のために落とし込みとし、十分な吐水口空間を確保してください。
- (4) 受水槽への給水管及びメーターについては、メーター使用適正流量範囲の中でおおむね2時間以内に給水できる口径となります。
- (5) 受水槽への給水管にかかる弁類及び受水槽の構造等について「受水タンク以下の施工指導基準」により設置してください。

別表

タンク検査基準

項目	番号	検査項目	判定基準	判定
受水 槽 の 検 査	1	受水槽周囲の状況	タンク周辺が清潔でごみ及び汚物がないこと。 タンク周辺にたまり水及び湧水等がないこと。	
	2	受水槽本体の状況	亀裂及び漏水箇所がないこと。	
	3	受水槽上部の状況	タンクの蓋の直接上部には他の機器が置かれていないこと。 タンクの上の床に水を汚染するおそれのある設備及び機器等が直接置かれていないこと。	
	4	受水槽内部の状況	汚泥及びさびなどの沈澱物がなく、定期的に清掃が行われていること。 水中及び水面に異常な浮遊物質がないこと。 クロスコネクションがないこと。	
	5	マンホールの状況 マンホール内径 60cm以上 	蓋が防水密閉型で、ほこりなどの衛生上有害なものが入らない構造で、点検を行う者以外が容易に開閉できない構造のものであること。 マンホール面が槽の上面から10cm以上立ち上がっていること。	
	6	オーバーフロー管の状況 	管端部と排水管の流入口が直接連結されおらず、その間隔はオーバーフロー管の2倍以上であること。 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が適切であること。	

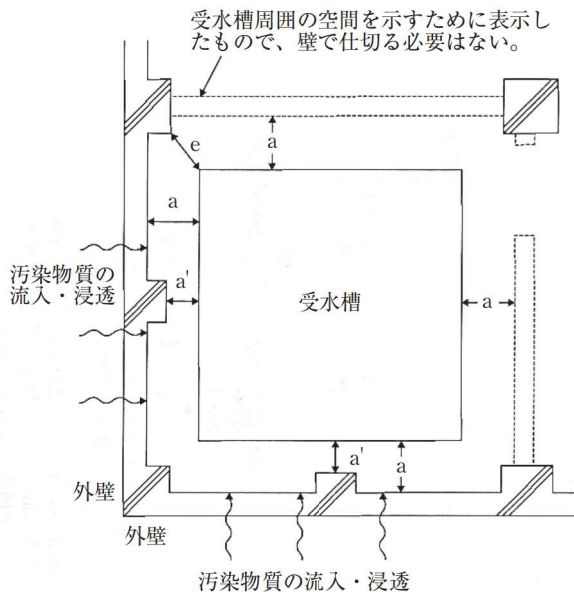
(受水タンク以下の装置の施工指導基準)

項目	番号	検 査 項 目	判 定 基 準	判 定
受 水 槽 の 検 査	7	通気管の状態 	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であること。 管端部の防虫網が適切であること。 揚水管管径の1/2以上の管径に相当する有効断面積を有していること。	
	8	水抜き管の状態 	管端部と排水管の流入口が直接連結されておらず、その間隔は、水抜き管の管径の2倍以上であること。	
高 置 水 槽 の 検 査	9	高置水槽本体の状態	2と同じ	
	10	高置水槽内部の状態	4と同じ	
	11	マンホールの状態	5と同じ	
	12	オーバーフロー管の状態	6と同じ	
	13	通気管の状態	7と同じ	
	14	水抜き管の状態	8と同じ	
	15	給水管等の状態	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通しないこと。	

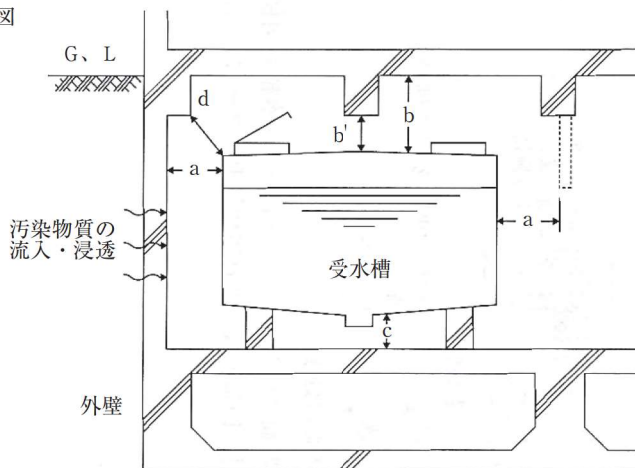
(受水タンク以下の装置の施工指導基準)

項目	番号	検 査 項 目	判 定 基 準	判 定
水 質 検 査	16	臭気	給水栓の水に異常な臭気を認めないこと。	
	17	味	給水栓の水に異常な味を認めないこと。	
	18	色	給水栓の水に異常な色を認めないこと。	
	19	濁り	給水栓の水に異常な濁りを認めないこと。	
	20	残留塩素	不検出の場合はその原因を究明する。	
	21	その他	16から19までの項目で異常が認められた場合は、他の給水栓及び受水槽の直前でも検査をすること。	

平面図

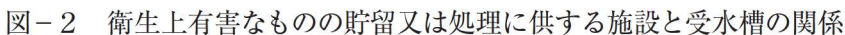
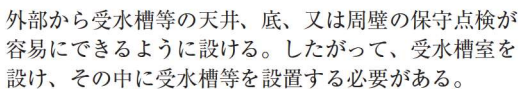


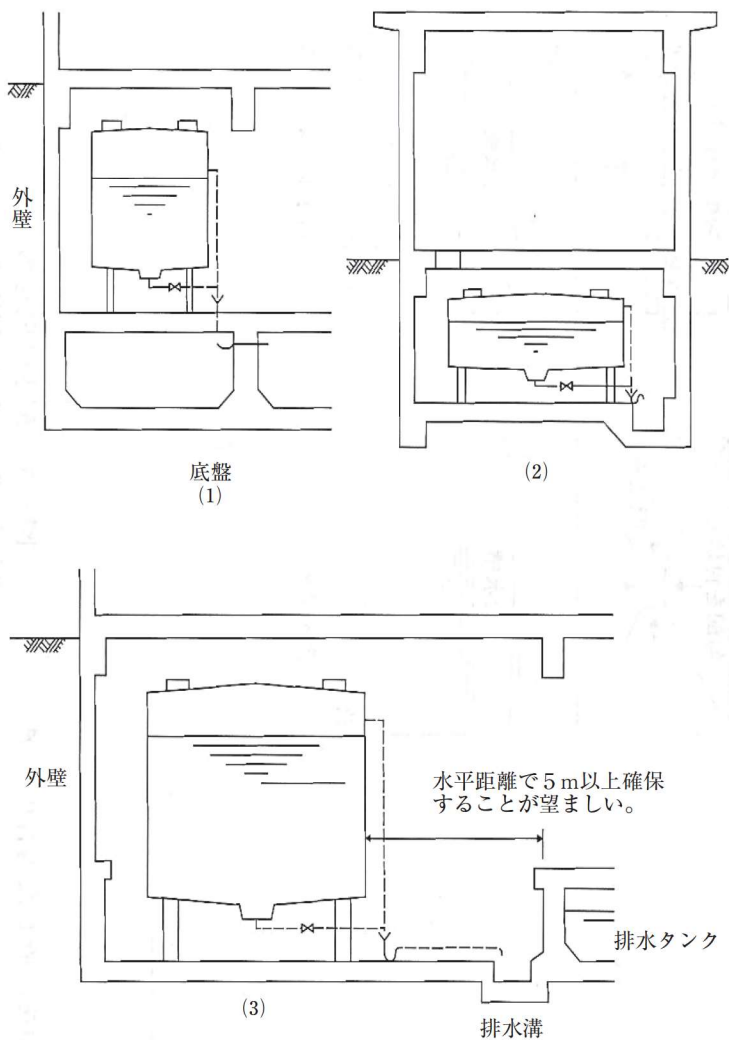
断面図



a、b、cのいずれも保守点検が容易にできる距離とする（標準的にはa、c $\geq 60\text{cm}$ 、b $\geq 100\text{cm}$ ）。また、梁、柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、a'、b'、d、eは保守点検に支障のない距離とする。

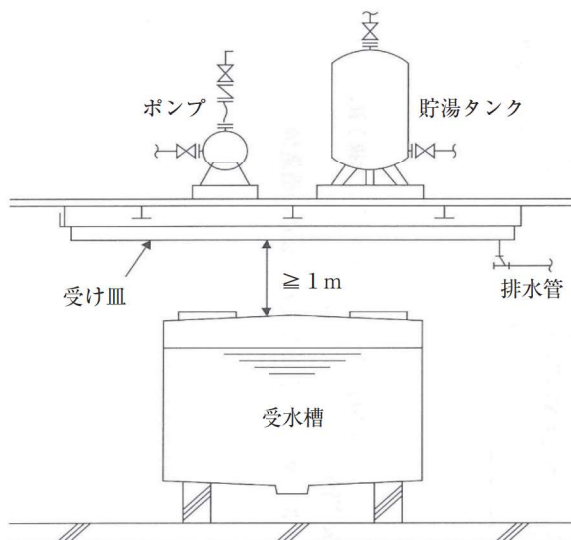
図－1 受水槽などの設置位置の例



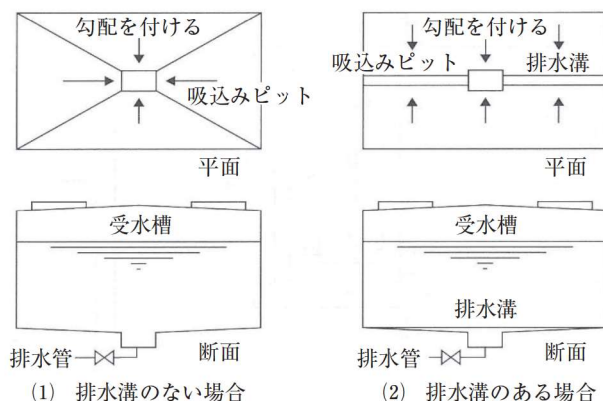


(1)、(2)、(3)いずれの場合もオーバーフロー管、水抜き管、通気装置等を設けなければならない。

図-3 規定に適合した受水槽などの構造例



図－４ 受水槽の上部に機器類を設置した場合の一例



図－５ 排水管取付の一例

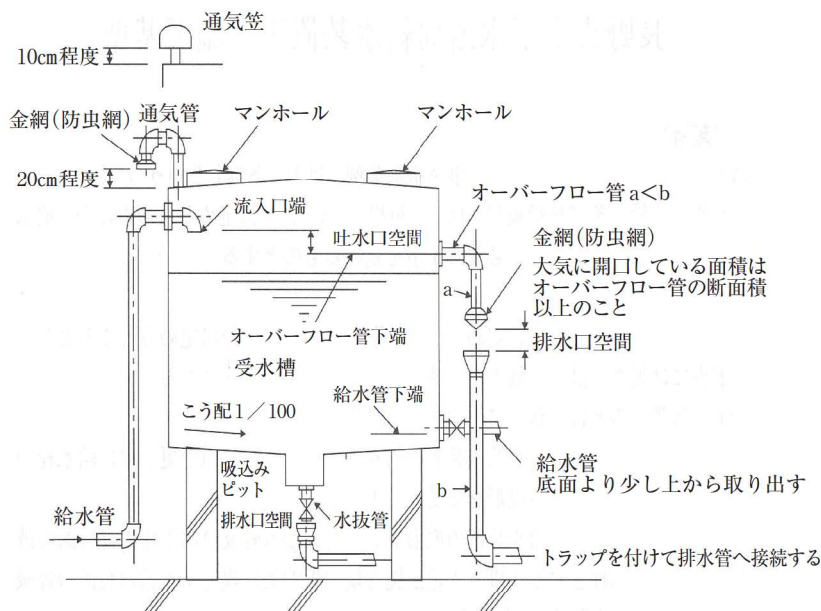


図-6 受水槽に設置するオーバーフロー管及び通気のための装置例

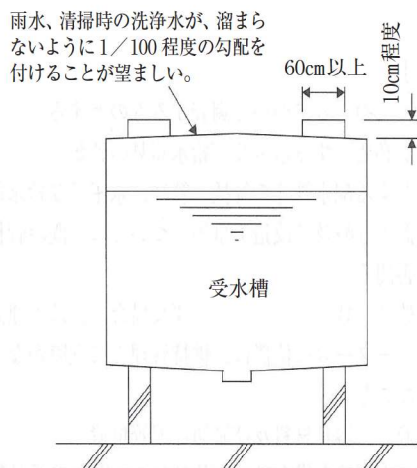


図-7 マンホールの取付け